

次期通常国会に提出を予定している法案について

平成22年1月
環境省

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

廃棄物の適正な処理の確保を図るため、排出事業者による適正な処理の確保対策の強化、廃棄物の不適正な処理への厳格な対応、廃棄物処理施設の維持管理対策の強化等の措置を講ずる。

2. 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

事業者及び地方自治体における効果的な公害防止対策の推進を図るため、測定結果の未記録等に対する罰則の創設、大気汚染防止法に基づく改善命令等の発動要件の見直し等の所要の措置を講ずる。

3. 地球温暖化対策基本法案（仮称）

豊かな国民生活を実現しつつ温室効果ガスの排出量を削減でき、かつ、地球温暖化に適応することができる社会の構築を図るため、地球温暖化対策に関し、基本原則を定めるとともに、我が国の温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標を設定し、国内排出量取引制度の創設について規定する等の所要の措置を講ずる。

4. 環境影響評価法の一部を改正する法律案

環境影響評価法施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、環境影響評価手続における情報提供手段の拡充、国の意見提出に関する手続の見直し、地方公共団体の意見提出に関する手続の見直し、環境保全措置等の報告及び公表手続の具体化、方法書以前の手続の新設等の所要の措置を講ずる。

5. 生物の多様性の保全のための民間活動の促進に関する法律案（仮称）

豊かな生物の多様性を保全するため、生物の多様性の保全のための民間活動を促進するための所要の措置を講ずる。

※5については検討中。

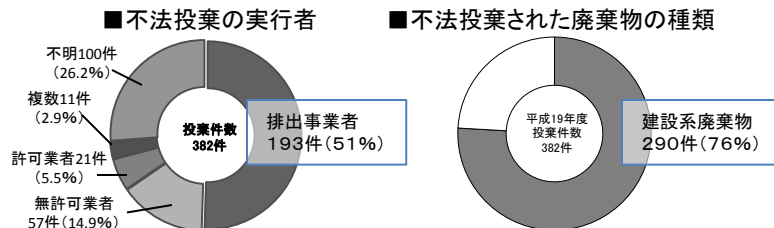
※すべて予算非関連法案である。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案の概要

法改正の必要性

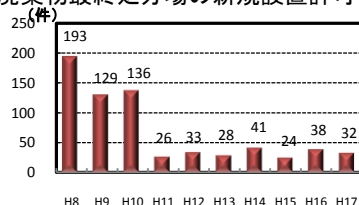
I. 廃棄物の適正な処理を巡る課題

- ①不法投棄等の不適正処理は依然として多数発覚、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底等が必要



- ②廃棄物処理施設(最終処分場等)による環境汚染への住民不安に配慮し、維持管理対策の強化が必要

■産業廃棄物最終処分場の新規設置許可件数



- ③優良な廃棄物処理業者の育成

II. 廃棄物の適正な循環的利用の促進を巡る課題

- ①再生利用は進んでいるが、産業廃棄物の排出抑制が不十分
②廃棄物の循環的利用の確保が必要
③廃棄物の焼却時の熱利用が進んでいない

■排出事業者による不法投棄



法案の概要

I. 廃棄物の適正な処理への対応

- ①排出事業者による適正処理の確保等の不適正処理対策の強化

- 一産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出義務の創設
- 一建設系廃棄物の処理責任の明確化(元請業者に一元化)
- 一土地所有者等の不法投棄通報努力義務の創設
- 一不法投棄等への罰則の強化

- ②廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- 一廃棄物処理施設の定期検査義務の創設
- 一設置許可が取消し等され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理の確保

- ③廃棄物処理業の優良化の推進等

- 一優良な産業廃棄物処理業者の育成を推進するため、処理業許可の更新期間の特例を創設
- 一廃棄物処理業者の連鎖的な許可取消しの見直し

II. 廃棄物の適正な循環的利用の促進

- ①排出抑制の徹底

- 一多量排出事業者処理計画を作成・提出しない者に対する担保措置の創設

- ②適正な循環的利用の確保

- 一途上国で処理困難だが、我が国で処理可能な自社等の国外廃棄物の輸入の推進

- ③焼却時の熱利用の促進

- 一廃棄物の焼却処分に伴い熱回収を行う事業者の登録制度の創設

大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

改正の背景

○一部の企業における排出基準超過・データ改ざん等の不適正事案の発生。

(参考) 不適正事案の例

(A社)	排出基準値を超えた測定データを、基準値内に改ざんして自治体に報告。
(B社)	工場排水を測定時に水道水で希釈し、測定値が低くなるように偽装。

○地球温暖化をはじめとする環境問題の多様化、経験豊富な公害防止担当者の大量退職等により、事業者・地方自治体の公害防止業務が構造的に変化。



事業者・地方自治体における効果的な公害防止対策の推進が必要。

改正の概要

1 事業者による記録改ざん等への厳正な対応

- 測定結果の未記録、虚偽の記録等に対して罰則を創設。

2 排出基準超過に係る地方自治体による対策の推進

- 継続して排出基準超過のおそれがある場合に、事業者による改善対策を地方自治体との連携の下で確実に図るため、地方自治体が大気汚染防止法の改善命令等を広く発動できるよう見直し。

※ 現行では「人の健康被害等を生ずると認められるとき」に限定。

3 事業者による自主的な公害防止の取組の促進

- 事業者に対し、以下の責務規定を創設。
 - ・ばい煙・汚水の排出状況の把握
 - ・排出を抑制するために必要な措置の実施

4 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止

- 汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び地方自治体への届出を義務付けている「事故時の措置」の範囲(対象となる汚水の種類及び事業者の範囲)を拡大。

地球温暖化対策基本法案（仮称）の概要

法律の必要性

- 気候変動問題に対処するため、鳩山総理大臣が、温室効果ガスの排出を2020年までに25%削減することをめざし、あらゆる政策を総動員することを表明。
- この削減目標の達成に向け、総動員されるあらゆる政策を体系的に明らかにする必要。
- 京都議定書以降の新たな枠組みづくりのための国際交渉に当たり、我が国における地球温暖化対策の基本的な方向性を法律として明示することが重要。

法案の概要

目的

- 新たな産業の創出及び就業の機会の増大を通じて経済の成長を図りつつ地球温暖化対策を推進し、地球環境の保全並びに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与

基本原則

- 地球温暖化対策として以下の原則を規定
 - ・ 新たな生活様式の確立等を通じた低炭素社会の構築を旨として実施すること
 - ・ 国際的協調の下に積極的に推進すること
 - ・ 地球温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業の機会の増大を図ること
 - ・ エネルギーに関する施策との連携を図ること

中長期目標

- 温室効果ガス削減目標：公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020年までに25%を削減。また、2050年までに80%を削減（いずれも1990年比）
- 再生可能エネルギー供給目標：2020年までに一次エネルギー供給量の10%を導入

基本計画

- 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を策定

基本的施策

《地球温暖化対策のうち特に重要な具体的施策》

- キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度の創設
- 地球温暖化対策のための税の検討その他の税制全体の見直し
- 固定価格買取制度の創設

《温室効果ガスの排出削減、吸収、適応に係る施策》

- 再生可能エネルギーの利用の促進
- 温室効果ガスの排出の量がより少ないエネルギーの利用の促進
- 機器・建築物等の省エネの促進
- 温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化
- 地球温暖化への適応を図るための施策の推進

《豊かな国民生活の維持・温室効果ガスの削減を達成できる社会の変革を促すための施策》

- [まちづくり]
 - 地球温暖化の防止等に資する地域社会の形成の推進
- [ものづくり]
 - 地球温暖化の防止等に資する新たな産業の創出
 - 地球温暖化防止に配慮した金融の促進
 - 革新的な技術開発の促進
- [ひとづくり]
 - 自主的な取組の促進
 - 教育及び学習の振興
 - 排出量情報等の公表

《他国や地方自治体の取組を推進するための施策》

- 国際的連携の確保、国際協力の推進
- 地方公共団体に対する財政措置

民主党 地球温暖化対策基本法案の概要

経緯：平成 21 年 4 月 24 日に参議院に提出された後、衆議院解散に伴い、廃案となっている。

1 趣旨

気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止し、また適応を図るため、国際的協調の下、我が国の中長期的な排出量の削減目標を設定し、その達成を目指して、国内排出量取引制度、地球温暖化対策税及び固定価格買取制度の創設、革新的な技術開発の促進等の措置を講じることにより、新たな産業の創出及び就業の機会の拡大を通じた環境と経済の両立、地球環境・生態系の保全を図る。

2 法案の概要

1 基本原則

地球温暖化対策に係る基本原則として、次の事項を規定する。

- 新たなライフスタイルの確立等を通じた低炭素社会の実現
- 国際社会に対する積極的貢献
- エネルギー安全保障への寄与、エネルギーの安定供給の確保
- 技術開発その他の研究開発・普及の促進
- 地球温暖化対策に資する産業の発展・就業機会の拡大、経済との調和

2 中長期目標の設定

- 我が国の温室効果ガスの排出量を
 - ・ 2020 年までに、1990 年比 25%削減する
 - ・ 2050 年までのできるだけ早い時期に、1990 年比 60%超削減をめざす

○新エネルギー等の供給量を、2020 年までに一次エネルギー供給量の 10%とする

(温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標)

第9条 国は、我が国における1年間の温室効果ガスの排出量について、次に掲げるところにより削減するものとする。

一 平成32年までに、平成2年における温室効果ガスの排出量(次号において「平成2年排出量」という。)からこれに25%の割合を乗じて計算した量を超える量を削減した量とすること。

二 平成62年までのできるだけ早い時期に、平成2年排出量からこれに60%の割合を乗じて計算した量を超える量を削減した量とすることを目標とすること。

(新エネルギー等の供給量に関する中期的な目標)

第10条 国は、前条に規定する中長期的な目標の達成に資するため、我が国における一次エネルギーの供給量に占める新エネルギー等の供給量の割合について、平成32年までに10%に達するようにすることを目標とするものとする。

3 基本計画

○ 政府は、温室効果ガスの排出量や新エネルギー等の供給量に係る中長期的な目標の達成及び適確な地球温暖化への適応に資するよう、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する基本的な計画(基本計画)を定める。

○ 基本計画には、地球温暖化対策についての基本的な方針、温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標、国内排出量取引制度に関する事項等を定める。

4 基本的施策

① 国内排出量取引制度の創設（2011 年度）

（国内排出量取引制度の創設）

第 14 条 国は、別に法律で定めるところにより、国内排出量取引制度を創設し、平成 23 年度からこれを実施するものとする。

2 前項の法律には、温室効果ガスの排出枠（以下この項において「排出枠」という。）を取得すべき者、排出枠の取得方法、排出枠を取得すべき者の温室効果ガスの排出の状況等に係る公表制度その他国内排出量取引制度の適正な実施に関し必要な事項を定めるものとする。

② 地球温暖化対策税の創設

（地球温暖化対策税の創設）

第 15 条 国は、適正かつ公平な経済的な負担を課すことにより温室効果ガスの排出の量の削減等に資するため、地球温暖化対策税を創設するものとする。

③ 固定価格買取制度の創設その他新エネルギーの利用の促進

（固定価格買取制度の創設その他新エネルギー等の利用の促進）

第 16 条 国は、温室効果ガスの排出の量を長期的かつ継続的に削減する上で化石燃料に対する依存度を軽減することが極めて重要であることにかんがみ、新エネルギー等の利用を促進するため、固定価格買取制度を創設するとともに、新エネルギー等を電気に変換する設備の設置の促進、新エネルギー等を変換して得られる電気の供給に資するための電力系統の整備、蓄電池技術の普及の促進等に関し、法制上、財政上又は税制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

④ 革新的な技術開発の促進

⑤ エネルギーの使用の合理化（建築物・機器等に係る省エネ等）

⑥ 排出量情報等の公表（CO₂の見える化）

⑦ フロン類等の使用の抑制等

⑧ 温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化

⑨ 地球温暖化対策に係る新規事業への支援

- ⑩ 地方公共団体の温暖化対策への財政措置
- ⑪ 地球温暖化への適応のための施策
- ⑫ 国際協力の推進
- ⑬ 教育・学習の振興
- ⑭ 調査及び監視の実施、技術普及のための制度調査・研究
- ⑮ 政策形成への民意の反映等、地球温暖化対策委員会の設置

5 地球温暖化対策本部

- 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、地球温暖化対策本部を設置する。
- 本部は、基本計画の案の作成及び実施の推進その他地球温暖化対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整を行う。

環境影響評価法の一部を改正する法律案の概要

法改正の必要性

- 環境影響評価法は、大規模かつ国が一定の関与を行う事業（例：道路、ダム、飛行場等）の実施前に、事業者自らが環境への影響を調査・予測・評価することにより、より環境に配慮した事業の実施を確保するもの。
- 法施行後10年が経過し、社会状況の変化や法の運用実態から明らかになった課題に対応することが必要。

法案の概要

現行法

改正事項

対象事業

- ・規模が大きく、環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるもの
- ・法的関与のあるもの（許認可・補助金等）

◎交付金事業を対象事業に追加
（政令改正：風力発電所を追加）

◎戦略的環境アセスメントの手続の新設
事業の検討段階において環境影響評価を実施

◎方法書段階における説明会の開催を義務化
◎評価項目等の選定段階における環境大臣の技術的助言を規定

◎電子縦覧の義務化
◎政令で定める市から事業者への直接の意見提出

◎許認可権者が地方自治体である場合の環境大臣意見手続の創設
◎環境大臣意見に係る学識経験者の活用

住民・知事等意見

評価項目・手法の選定
【方法書】

調査・予測・評価の結果に基づき、
環境保全措置を検討

環境アセスメント結果の公表
【準備書】

環境大臣意見

許認可等権者意見

環境アセスメント結果の修正・確定
【評価書】

許認可等・事業の実施

◎事後調査等に係る手続の具体化
評価書に盛り込まれた調査事項等に関する事業着手後の状況の公表等

「生物の多様性の保全のための民間活動の促進に関する法律案(仮称)の概要について

法律の必要性

◆生物多様性の保全に対する社会的要請の高まり

○生物多様性の深刻な危機に直面

- ・第1の危機：人間の活動や開発がもたらす生態系の破壊、種の減少
- ・第2の危機：人間の働きかけの縮小による二次的自然の劣化
- ・第3の危機：外来種による生態系の攪乱等



希少動植物の保全

○生物多様性の保全に対する社会的要請の拡大

- ・生物多様性基本法（平成20年）を踏まえた新法の必要性
- ・生物多様性国家戦略2010（3月閣議決定予定）による機運の高まり
- ・愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約C O P 10（10月開催予定）において、我が国は議長国としてリーダーシップが期待される



二次的自然の維持管理

※ C O P 10において議論される「ポスト2010年目標」についての日本提案として、生物多様性保全のための「多様な主体の参加の促進」が掲げられている。



外来植物の防除

◆生物多様性の保全に係る民間活動の促進が必要

多様な生物多様性を有する我が国において、全国各地で地域特性を踏まえた保全を進めるためには、N P O等の民間の活動が大きな役割を果たす。

法案の概要

1. 生物多様性の保全のための民間活動の促進に関する基本方針の策定
2. 自然環境の維持及び保全のための活動を促進する仕組みの構築
 - (1) 活動主体となる民間団体と土地所有者、企業、自治体等の関係者に必要な情報を的確に提供し、関係者のニーズをマッチングする仕組みの構築
 - (2) 民間団体の活動の認定を通じて支援する仕組みの創設
3. 国立公園等の特に優れた自然環境を有する土地の保全を一層推進するための民間活動を促進する仕組みの構築